

給付 9

出産費資金貸付制度を利用したいとき

『出産費資金貸付申込書』 『出産費資金貸付金借用証書』

○ 貸付対象

- ① 出産予定日まで1ヶ月以内の方又は出産予定日まで1ヶ月以内の被扶養者を有する方。
- ② 妊娠4ヶ月以上の方又は妊娠4ヶ月以上の被扶養者を有する方で医療機関に一時的な支払いが必要となった方。

○ 貸付限度額 出産育児一時金 法定給付の80% (千円単位)。

○ 無利息

○ 貸付金の返済は、出産育児一時金が支給されたとき。

【手続き】

・提出書類

- ① 出産費資金貸付申込書
- ② 出産予定日まで1ヶ月以内の場合は、出産予定日まで1ヶ月以内であることを証明する書類 (母子健康手帳のコピーなど)
- ③ 妊娠4ヶ月以上の場合は妊娠4ヶ月以上であることを証明する書類 (母子健康手帳のコピーなど) 及び医療機関などからの出産に要する費用の内訳のある請求書コピー又は領収書コピー
- ④ 出産費資金貸付金借用証書